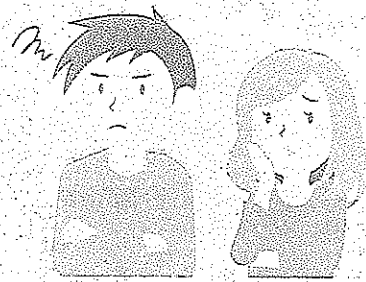
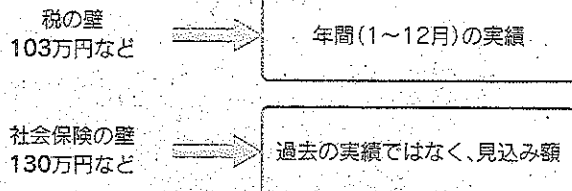


年収の「壁」は増えている

税と社会保険では基準が異なる

生じる負担	フリー	パート
住民税(2~3級地)	28~31.5万円	93~96.5万円
住民税(1級地)	35万円	100万円
所得税	38万円	103万円
社会保険料(大企業)	-	106万円
社会保険料(中小企業並を思ふフリー)	130万円	
配偶者特別控除が減少	85万円	150万円



(注)60歳未満で、税については配偶者の合計所得金額が1000万円以下の場合、住民税(2~3級地)は均等割。

複雑化する「年収の壁」

働く前に内容整理を

4月から新年度。育児が一段落ついたり、転居したりするのを機に働くことを考える人もいるだろう。そんなとき気になるのが、税や社会保険料の負担が発生する「年収の壁」だ。知っておきたい「壁」を整理した。



対象世帯区分Eの「均等割」

16 対象世帯区分Eの「均等割」

配偶者の「所得割」は公的補助金を支払う場合に減額される

配偶者がフリーランスで仕事をし、主婦は専業主婦として働く場合、最低93万円程度から負担が生じる。吉野氏は「居住地域がどの級なのかを知らなければ、市役所などへ電話確認しておくといい」と注意している。

「10年ぶりに働く」と思っていたら、「年収の壁」の種類が増えていると都内に住む40代主婦Aさんは話す。妊娠した十数年前に退職したが、子供が手がかからなくなったため再就職を考えている。しかし、「税や社会保険の壁が昔の記憶とぜんぜん違う」と戸惑っている。

2018年、配偶者の税負担を抑える「配偶者特別控除」などに影響を与える収入基準が、103万円超から150万円超になった。16年10月には、大企業で厚生年金保険などの社会保険料加入する基準が130万円以上から106万円以上(ほか通勤時間などの条件あり)へ変わった。Aさんのように徐々に働こうとする人は混乱した。

Creo税理士法人(東京・池)の吉野一也税理士は「均等割」は全国が153の「1級地」に分かれて、非課税

例えは、働く人自身に所得税の負担が生じ始める「103万円の壁」は残っているし、中小企業などで働く場合に社会保険の扶養から外れる「130万円の壁」もこれまでと同様、存在している。

パートやアルバイトなどの雇用契約を結ばずに、インターネットなどを使ってフリーで仕事をする人には、別に意識すべき「壁」がある。フリーの場合、会社員などに適用される給与所得控除がないため、住民税や所得税が発生する基準が低くなる。

所得税ばかり気にしがちだが、住民税にも注意が必要だ。住民税は主に、所得に応じて決まる「所得割」と所得にかかわらず定額で課税される「均等割」で構成される。

均等割は全国が153の「1級地」に分かれて、非課税となる限度の金額が異なり、パートで働く場合、最低93万円程度から負担が生じる。吉野氏は「居住地域がどの級なのかを知らなければ、市役所などへ電話確認しておくといい」と注意している。

社会保険料は、井戸氏は「税金以上に手取り収入への影響が大きいのは社会保険料の負担」と指摘する。年齢や地域、勤務先などで差はあるが、年収106万円なら社会保険料負担は年間十数万円になる。税よりも世帯の手取り額に大きく影響を与えるのが一般的だ。

自らの厚生年金に加入して働けば将来受け取れる年金は増える。ただ、106万円ギリギリの水増し働いても将来の年金の増加幅は小さく、逆に手取り収入減が家計の負担になるかもしれない。

井戸氏は「社会保険料加入するなり、もう一段の増収を目指す方が合理的」と話す。社会保険料を負担しても手取り収入が増える年収は、大企業の106万円の場合、125万円程度、中小企業など130万円程度、150万円程度が「一応の目安になる」と井戸氏。

税も社会保険も年収をベースに負担が決まるが、計算する基準は異なる。税は12月の年間の実績で課税されるが、社会保険は原則、今後の年収見込み額で負担の有無が決まることに注意したい。

税や社会保険は、派生して他の公的な給付に影響を及ぼす可能性にも自配りしたい。特に住民税の「所得割」の影響だ。吉野氏は「所得割が増えれば、公的な補助が減る」と話す。10月の消費増税に合わせて拡充される「すまい給付金」が典型例だ。

すまい給付金の給付額は、住民税の所得割に応じて決まり、所得が高くなると給付額が減る。子供の教育関連費用の助成も、所得割が増えれば減額される例がある。

吉野氏は「配偶者の所得水準や公的補助の要否など、世帯ごとに考えるべき年収の基準は異なる。ひとり暮らしのひげん、未婚ひげん、合しての大切で助言する。税、社会保険、公的給付と影響が多数にわたるだけに、必ずしも制度を理解し、家族会議の場を設け話し合うのはいいだろう。」(堀大介)



あなたの家計の悩みをメールで解決してください。plu@tax.nikkei.co.jp